

避難行動要支援者名簿制度について

大津市では、高齢者や障害のある方などで、災害が起きたときに自分の力で避難することが困難なため、支援が必要と思われる方々を登載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害が起きたときの安否確認・避難支援等に役立てたいと考えています。

災害時には、公的な機関による支援が行われますが、それだけでは、限界があることが過去の経験から分かってきています。いざというときに命を守るためには、ご自身の身を守る準備をしておくと共に、日頃から近所の方々との関係を深め、何かあれば、お互いが助け助けられる、地域の助け合いが大切です。

この制度の趣旨にご理解いただき、多くの方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、皆様のご協力をお願いします。



お問い合わせ先

防災対策について	総務部危機・防災対策課	☎ 077-528-2616
名簿作成について	健康福祉部福祉政策課	☎ 077-528-2740
名簿の地域提供について	健康福祉部長寿福祉課	☎ 077-528-2741

名簿の対象となる方は

高齢者や障害者、乳幼児など、災害時に配慮を要する方のうち、災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方です。

大津市では下記のいずれかに該当する方を「避難行動要支援者」と位置付けて、名簿に登録しています。

施設等に入所されていない方で、下記のいずれかに該当する方

- ① 介護保険における要介護3・4・5の認定者
- ② 身体障害者手帳の1級・2級の所持者
- ③ 療育手帳のA1・A2の所持者
- ④ 小児慢性特定疾病及び特定医療費（指定難病）受給者のうち、寝たきり及び人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器をご利用の方
- ⑤ 民生委員が把握している高齢者等のうち、避難行動に支援が必要と判断された方
- ⑥ 上記以外に避難に支援が必要で、名簿登録を希望する方で、市長が認めるもの

名簿の内容は

住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を登載しています。

- ① 氏名 ② 住所 ③ 生年月日 ④ 性別 ⑤ 電話番号 ⑥ 緊急連絡先
 - ⑦ 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障害の種別・程度等）
 - ⑧ 避難行動時等の支援者 ⑨ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- ※⑤・⑥・⑧については、分かる方のみ

名簿の提供先は

避難行動要支援者の方が災害時に、できる限りの支援が受けられるよう、対象者本人の同意を得た上で、日頃から下記の方に名簿情報を提供します。

自主防災会、自治連合会（自治会）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等
（大津市地域防災計画で定める避難支援等関係者）

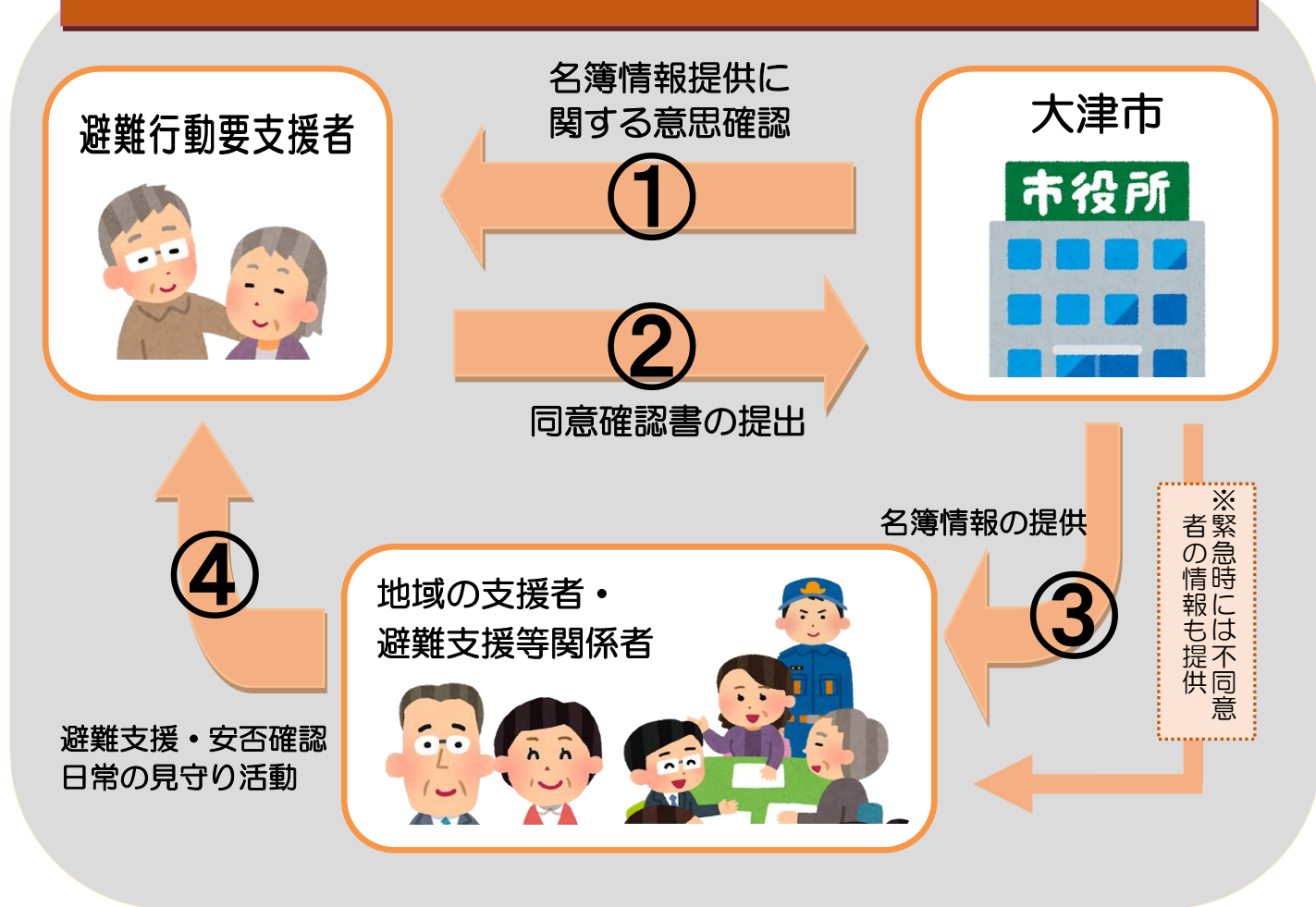
大規模災害が起こった際、又はその恐れがあると市が判断した場合には、不同意の方の名簿も、避難支援等関係者に情報提供することがあります。

個人情報の取り扱いは

個人情報については、市及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

名簿提供の際は、秘密の厳守、目的外利用の禁止等が堅持される団体として、大津市と協定を結んだ上で提供されます。

避難行動要支援者への支援イメージ



①名簿情報提供に関する意思確認

名簿情報を平常時から避難支援等の関係者に提供することについて、市から意思確認をします。

②同意確認書の提出

同意確認書に意思を示して、市までご提出ください。

③名簿情報の提供

同意をいただいた方々の名簿を避難支援等関係者に提供します。

④避難支援・安否確認・日常の見守り活動

災害が発生したときは、避難行動要支援者の避難支援安否確認を行います。又、平常時でも声掛けや見守り活動を行い、地域の中でのつながりを育みます。



※ 災害発生等緊急時には、名簿提供の同意が得られなかった方にも、安否確認のために情報提供することがあります。

地域で避難支援を受けるためには

いざというとき、実際に避難行動の支援を受けるためには、平常時から避難支援に携わる関係者と顔を合わせておくことが大切になります。

そのためには、まずは支援が必要な方のお名前やお住まい、連絡先などの情報を、地域におられる避難支援等関係者が把握しておく必要があります。

そうした大切な個人情報を、避難支援等関係者に提供するに当たっては、支援が必要となる方からの同意が必要であるため、大津市では名簿情報の提供に対する同意・不同意についての意思確認を行っています。名簿の対象になっておられる方は、市から送付する同意確認書のご提出をお願いします。

又、名簿の対象ではなくても、避難時に支援が必要な方は、申請により名簿に登録が可能です。

市役所までお問い合わせください。



地域の支援者・避難支援等関係者とは

避難支援等関係者とは、自主防災組織や自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防や警察等、支援を行うのに必要と思われる機関、団体及び個人を言います。

地域の支援者とは、いざというときに、必要な支援ができるように、日頃より見守りなどのご近所付き合いを深めていただきながら、災害が発生しそうな場合や発生したときには、情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援に心掛けていただく方です。



しかし、災害時には、支援者ご自身やその家族が被災していることも考えられます。

支援には、責任や義務が伴うわけではありません。普段からのよりよいご近所付き合いの中で、支援者自身の命やご家族の命を最優先に、可能な範囲で支援をしていただきます。

お問い合わせ先

総務部危機・防災対策課	☎ 077-528-2616
健康福祉部福祉政策課	☎ 077-528-2740
健康福祉部長寿福祉課	☎ 077-528-2741

